住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料規程

（趣旨）

第１条　この規程は住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程第 11 条の規定に基づき、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターが実施する住宅省エネルギー性能証明書の発行業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（住宅省エネルギー性能証明手数料）

第２条　住宅省エネルギー性能証明手数料は、住宅の区分等に応じ、別表に掲げる手数料とする。

２　理事長が、特別の理由があると認めるときは、別に定める。

（住宅省エネルギー性能証明手数料の納入）

第３条　住宅省エネルギー性能証明手数料の納入は、住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款第５条の規程に基づき納入するものとする。

（住宅省エネルギー性能証明手数料の返還）

第４条　収納した住宅省エネルギー性能証明手数料は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき理由により証明書発行が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

附則　　この規程は、令和５年１月２０日より施行する。

この規程は、令和７年７月１日より施行する。

別表

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター

住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料

令和７年　７月　１日

単位：円（消費税込み）

審査条件	料金
フラット３５Ｓ（省エネルギータイプに限る）適合証明および建設評価等により、適合基準が証明できるもので、当センターの現場検査を実施済みの場合	5,500
当センター発行の検査済証等により令和７年４月１日以降に建築確認を受けたものでかつ気候風土適応住宅でないことがわかる場合（ただし、建築基準法第６条の四第１項第 3 号に掲げる建築物を除く。）	
基準適合が証明できる以下のいずれかの評価書等（他機関による評価書等を含む。）を活用し、工事監理報告書等により現場検査を省略できる場合 ①設計住宅性能評価書 ②ＢＥＬＳ評価書 ③長期使用構造等確認 ④低炭素建築物新築等計画技術的審査 ⑤建築物エネルギー消費性能適合性判定	11,000

(1)　一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が建物全体の 1/2 以上の場合に限る）

(2)　共同住宅、長屋等の証明は、当面行わない。

(3)　変更申請の手数料は、上記料金表の 2 分の 1 の額とする。

(4)　再発行の手数料は申請件数 1 につき、2,200 円（消費税込み）とする。